

議案第70号

守口市手数料条例及び守口市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

守口市手数料条例及び守口市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和6年9月11日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

守口市手数料条例及び守口市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(守口市手数料条例の一部改正)

第1条 守口市手数料条例（平成12年守口市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後		
<p>第1条から第9条まで 略</p> <p>別表第1から別表第4まで 略</p> <p>別表第5（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>(1)から(8)まで 略</p> <p>(9) 略</p> <table border="1" data-bbox="353 1002 1120 1050"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は<u>第18条第18項</u>に規定する検査済証</p>	略	<p>第1条から第9条まで 略</p> <p>別表第1から別表第4まで 略</p> <p>別表第5（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>(1)から(8)まで 略</p> <p>(9) 略</p> <table border="1" data-bbox="1247 1002 2016 1050"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は<u>第18条第22項</u>に規定する検査済証</p>	略
略			
略			

<p>(以下この別表において「検査済証」という。)</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>4及び5 略</p> <p>(10) 略</p> <p>以下 略</p>	<p>(以下この別表において「検査済証」という。)</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>4及び5 略</p> <p>(10) 略</p> <p>以下 略</p>
---	---

(守口市建築基準法施行条例の一部改正)

第2条 守口市建築基準法施行条例（平成12年守口市条例第10号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第1条から第4条の2まで 略</p> <p>(確認、検査等の手数料)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 構造計算適合性審査（法第6条の3第1項ただし書（同項ただし書に規定する建築主事等による場合に限る。）又は法第18条第4項ただし書による審査をいう。以下同じ。）を伴う確認の申請又は計画の通知をしようとする者は、前項の手数料のほか、構造計算適合性審査をする1の建築物ごと（法第20条第2項に規定する部分については、当該部分ごと）に次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の合計の手数料を納めなければならない</p>	<p>第1条から第4条の2まで 略</p> <p>(確認、検査等の手数料)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 構造計算適合性審査（法第6条の3第1項ただし書（同項ただし書に規定する建築主事等による場合に限る。）又は法第18条第5項ただし書による審査をいう。以下同じ。）を伴う確認の申請又は計画の通知をしようとする者は、前項の手数料のほか、構造計算適合性審査をする1の建築物ごと（法第20条第2項に規定する部分については、当該部分ごと）に次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の合計の手数料を納めなければならない</p>

い。

略

備考 略

3 略

- (1) 法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知（当該申請又は通知に係る建築物の工事が法第7条の3第1項の特定工程を含まない場合に限る。）をしようとする者

略

備考 略

- (2) 法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知（当該申請又は通知に係る建築物の工事が法第7条の3第1項の特定工程を含む場合に限る。）をしようとする者

略

備考 略

- (3) 法第7条の3第2項の規定による中間検査の申請又は法第18条第19項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知をしようとする者

略

い。

略

備考 略

3 略

- (1) 法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第20項の規定による工事を完了した旨の通知（当該申請又は通知に係る建築物の工事が法第7条の3第1項の特定工程を含まない場合に限る。）をしようとする者

略

備考 略

- (2) 法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第20項の規定による工事を完了した旨の通知（当該申請又は通知に係る建築物の工事が法第7条の3第1項の特定工程を含む場合に限る。）をしようとする者

略

備考 略

- (3) 法第7条の3第2項の規定による中間検査の申請又は法第18条第28項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知をしようとする者

略

4及び5 略

6 法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知をしようとする者は、第3項の手数料のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。

略

備考 略

7 略

(1) 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知をしようとする者

略

備考 略

(2) 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請若しくは法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知又は法第88条第2項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請若しくは法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知をしようとする者

略

4及び5 略

6 法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第20項の規定による工事を完了した旨の通知をしようとする者は、第3項の手数料のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。

略

備考 略

7 略

(1) 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第20項の規定による工事を完了した旨の通知をしようとする者

略

備考 略

(2) 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請若しくは法第18条第20項の規定による工事を完了した旨の通知又は法第88条第2項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請若しくは法第18条第20項の規定による工事を完了した旨の通知をしようとする者

略

備考 略

8 法第7条第1項の規定による完了検査の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第11条第1項に規定する特定建築行為である場合に限る。）又は法第18条第16項の規定による通知（当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する特定建築行為である場合に限る。）をしようとする者は、第3項及び第6項の金額のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。

略

備考 略

9 略

項	区分	金額
1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号の規定による認定申請（いずれも法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）	略

略

備考 略

備考 略

8 法第7条第1項の規定による完了検査の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第11条第1項に規定する特定建築行為である場合に限る。）又は法第18条第20項の規定による通知（当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する特定建築行為である場合に限る。）をしようとする者は、第3項及び第6項の金額のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。

略

備考 略

9 略

項	区分	金額
1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号の規定による認定申請（いずれも法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）	略

略

備考 略

10 略

以下 略

10 略

以下 略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。